

▼農地中間管理事業のしくみ



規模縮小
経営転換
を考えている



農地の出し手と受け手をつなぐ農地の中間的な受け皿として県知事が指定する法人



規模拡大
新規参入
を考えている

出し手

貸付

農地中間管理機構

貸付
(転貸)

受け手

メリット

公的機関なので**安心して**農地を貸すことができます。

貸付期間満了後、農地は**確実に**戻ります。継続して貸付することもできます。

お預かりした農地は、受け手が耕作できなくなっても**機構が**管理しながら、次の**受け手を探します**（最長2年間）

賃借料は機構から支払われます。

市町、農業委員会、JA等と連携・協力して農地の貸し借りを進めていきます。

対象は、**農業振興地域内**の農用地等に限り
ます

～借受する農地の基準～

- 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等以外であること。
- 当該募集区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情を勘案し農用地等の貸付が行われる見込みがない農用地等以外であること。
- 当該農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められること。

メリット

長期に**安定して**農地の借入れができます。

分散した農地の**集約化**が可能となり生産性の向上につながります。

耕作できなくなった場合、**機構が次の受け手を探します**。

賃借料は機構に支払うことで事務が**一本化**できます。

貸付希望の申込み

市町担当課

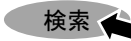
借受希望の申込み

手続き

- ①市町の担当課へ「貸付申込書」を提出して下さい。
- ②農地の状況を確認のうえ、マッチングの対象農地としてリストに掲載します。（この時点ではまだ機構は借り受けていませんので農地は自ら管理してください）
- ③農地の借受（転貸）先が見込まれた段階で、機構が借り受けるための手続きを行い、**市町の農用地利用集積計画の公告**により、中間管理権が機構に設定されます。



詳細は「広島県農地中間管理機構」で



手続き

- ①市町の担当課へ「借受申込書」を提出して下さい。〔申込みができる（公募）期間は6月と9月です〕
- ②借受希望された方の氏名や借受希望内容を機構ホームページで**公表**します。
- ③貸付希望のあった農地とのマッチング（借受希望内容と貸付希望内容との調整）が整った段階で、機構から貸付ける手続きを行い、**県の農用地利用配分計画の公告**によって賃借権が設定されます。

お問い合わせ

各市町窓口一覧

市町等名	窓口担当部署	電話番号
広島市	広島市 経済観光局 農林水産部 農政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2247
呉市	呉市 産業部 農林水産課 〒737-8509 呉市中央四丁目1番6号	0823-25-3318
竹原市	竹原市 産業振興課 〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-7745
三原市	三原市 経済部 農林水産課 〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6077
尾道市	尾道市 産業部 農林水産課 〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号	0848-38-9473
福山市	福山市 経済環境局 農林水産部 地産地消推進課 〒720-8501 福山市東桜町3番5号	084-928-1242
府中市	府中市 産業建設部 産業振興課 〒726-8601 府中市府川町315番地	0847-43-7131
三次市	三次市 産業環境部 農政課 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6163
庄原市	庄原市 産業振興課 〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1131
大竹市	大竹市 総務部 産業振興課 〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号	0827-59-2130
東広島市	東広島市 産業部 農林水産課 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号	082-420-0939
廿日市市	廿日市市 環境産業部 農林水産課 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9143
安芸高田市	安芸高田市 産業振興部 地域営農課 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-47-4021
江田島市	江田島市 産業部 産業企画課 〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1641
熊野町	熊野町 建設部 都市整備課 〒731-4292 熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5608
安芸太田町	安芸太田町 産業振興課 〒731-3810 安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-1973
北広島町	北広島町 農林課 〒731-1595 北広島町有田1234番地	050-5812-1857
大崎上島町	大崎上島町 地域経営課 〒725-0231 大崎上島町東野6625番地1	0846-65-3123
世羅町	世羅町 産業振興課 〒722-1192 世羅町西上原123番地1	0847-22-5304
神石高原町	神石高原町 産業課 〒720-1522 神石高原町小畠2025番地	0847-89-3337



農業をリタイアして
農地を貸したいけど...

農地中間管理事業を活用して
皆さんの農地を
活かしましょう



規模拡大したい...
農地をまとめたい...
新規参入したい...

農地中間管理事業とは、公的機関の「農地中間管理機構」が間に入り
農地の貸し借りをを行う事業です

広島県農地中間管理機構(一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団)
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号
電話(082)541-6192 FAX(082)541-5177 メール kikou@hsnz.jp ホームページ <http://hsnz.jp>

広島県農地中間管理機構
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団